

各位

株式会社りそな銀行
 株式会社埼玉りそな銀行
 株式会社関西みらい銀行
 株式会社みなと銀行

「ファンドラップ頼れる安心サービス」の取扱開始について
 ～国内初！代理人によるファンドラップの資産管理が可能に～

りそなグループのりそな銀行（社長 岩永 省一）、埼玉りそな銀行（社長 福岡 聡）、関西みらいフィナンシャルグループ傘下の関西みらい銀行（社長 菅 哲哉）、みなと銀行（社長 武市 寿一）は、りそなファンドラップ（投資一任契約）に代理人特約「ファンドラップ頼れる安心サービス」（愛称）を新機能として追加し、1月31日(月)より取り扱いを開始します。

➤ 安心して継続的に運用したいお客さまのニーズにお応えします！

ご高齢のお客さまは、自身で手続きできなくなる等の理由から運用を手じまいされてしまうケースが多くあります。長寿化に伴って資産寿命を延ばすことが求められるなか、ご家族による継続的な資産管理を可能にする代理人機能をファンドラップに追加することで、お客さまの生涯運用をサポートします※1。

サービスの新しい機能

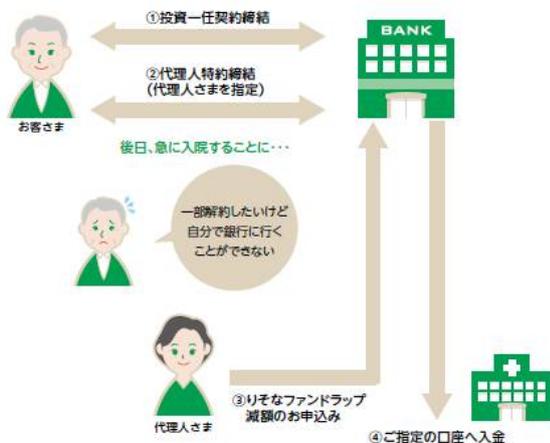
1. お客さまに代わって、ご家族などの代理人が医療費や介護費等の支払いのために契約金額を一部解約（減額）することができます※2。
2. 代理人による運用の基本方針や定期受取サービスの変更が可能になります※3。

※1 「ファンドラップ頼れる安心サービス」のご利用にあたっては、投資顧問報酬として代理人特約報酬をご負担いただきます

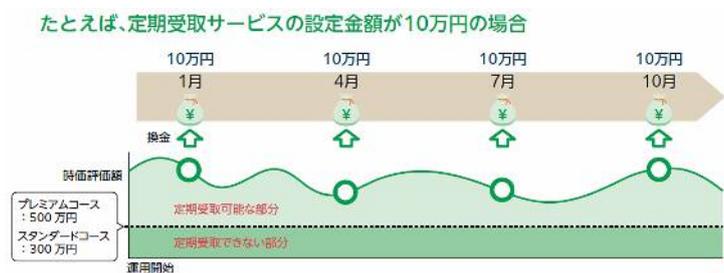
※2 お客さまがお手続きできない場合でも、代理人からのお申し出により契約金額を一部解約（減額）し、解約金額を医療費や介護費等のお支払いに直接ご利用いただけます

※3 運用の基本方針の変更により、リスクを抑えて安定した運用へ変更いただけます。定期受取サービスのお申し込みにより、3ヶ月毎にご指定の金額がお客さまの口座に入金され、生活費の一部としてお使いいただけます

【一部解約のイメージ図】



【定期受取サービスのイメージ図】



以上

別紙

【ファンドラップ頼れる安心サービスの概要】

名 称	代理人特約（愛称：ファンドラップ頼れる安心サービス）
申込可能なお客さま	りそなファンドラップ投資一任契約を契約している個人のお客さま （りそなファンドラップの当初運用開始日の翌日以降申込可）
代 理 人	お客さまの配偶者または4親等以内の親族1名
代理人の権限	①契約金額の減額（支払範囲は医療費・介護費・公租公課等に限定） ②運用の基本方針の変更 ③定期受取サービスの新規設定、変更、解除
特 約 報 酬	代理人特約のご利用にあたっては投資顧問報酬として代理人特約報酬（上限年率0.22%（税込））をご負担いただきます。

<りそなファンドラップおよび代理人特約に関するご注意事項>

- りそなファンドラップ投資一任契約（以下、「りそなファンドラップ」）では、りそな銀行の提供するファンドラップが投資対象とする専用の投資信託（以下、「専用投信」）で運用を行い、その運用成果は全てお客さまに帰属し、投資元本は保証されません。また、りそなファンドラップは預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、投資者保護基金の対象でもありません。
- 専用投信では、値動きのある国内外の有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標の変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。
- りそなファンドラップ代理人特約（以下、「代理人特約」）は、りそなファンドラップに付加する特約であり、ご利用にあたっては、あらかじめりそなファンドラップ投資一任契約の締結が必要です。
- りそなファンドラップでは、投資顧問報酬（「固定報酬型」の場合において、運用資産の時価評価額に上限年率 1.320%（税込）を乗じた額、「成功報酬併用型」の場合において、固定報酬と運用成果の額に 11.0%（税込）を乗じた額）を直接ご負担いただきます。また、専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の信託報酬（信託財産の純資産総額に対し、最大年率 1.4135%（この値は概算であって、運用状況等により変動することがあります。）を乗じた額）ならびに専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の監査報酬等を間接的にご負担いただきます。
- 代理人特約を付加された場合、りそなファンドラップに係る上記の費用に加え、投資顧問報酬として代理人特約報酬（運用資産の時価評価額に上限年率 0.22%（税込）を乗じた額）をご負担いただきます。
- 上記の投資顧問報酬（代理人特約報酬を含む。）、信託報酬およびその他の費用についての合計額および上限額は、資産配分比率、運用資産の時価評価額、投資信託の保有期間や代理人特約が存続する期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。専用投信の費用の詳細は、各専用投信の最新の交付目論見書および目論見書補完書面をご確認ください。
- 埼玉りそな銀行、関西みらい銀行またはみなと銀行のお客さまに対しては、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行またはみなと銀行がりそな銀行の代理人として、お客さまと投資一任契約または代理人特約を締結します。
- りそなファンドラップのご契約の際には最新の契約締結前交付書面、代理人特約のご契約の際には最新の契約変更書面の内容を必ず事前にご確認ください。

商号等／株式会社りそな銀行（登録金融機関 近畿財務局長（登金）第3号）

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

商号等／株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

商号等／株式会社関西みらい銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

商号等／株式会社みなと銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会